

学校いじめ防止基本方針

目黒区立烏森小学校いじめ防止基本方針

令和元年11月一部改訂

令和3年 3月一部改訂

令和5年 3月一部改訂

令和6年 3月一部改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめはどんな学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第22条、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「目黒区立烏森小学校いじめ対策委員会」（以下「学校いじめ対策委員会」という）を設置し、「目黒区立烏森小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

I 学校いじめ対策委員会

1 設置の目的

学校における最重要課題の一つであるいじめ問題に対応し、いじめのない学校の実現等を目的とする総合的な対策を効果的かつ組織的に推進するために、本委員会を設置する。また、学校だけでは対応しきれない場合は、本委員会を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

2 構成

校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・養護教諭・該当学年教員・SC（スクールカウンセラー）等をもって構成する。ただし、校長が必要と認めた場合は、さらに必要な人員を加える場合がある。

3 役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次に掲げる対応を組織的に行うものとする。

ア 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成

イ 具体的で実効性のある校内研修の企画

ウ 実態把握及び情報収集

エ いじめが発生した際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応

オ いじめ事案に関する事実関係の調査

カ 再発防止に向けた取組みの実施

なお、本委員会は、学校基本方針の策定及び見直し、取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等、いじめ防止等の取組みについて検証する。

4 学校サポートチームの構成

前記1に定める「学校サポートチーム」は、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

II 学校基本方針

1 策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかに形成するかという、学校を含めた社会全体にかかわる国民的な課題である。

本校は、児童の尊厳を保持し、いじめのない学校を実現するために、目黒区教育委員会、保護者、地域社会及びその他の関係諸機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、特別な支援を必要とする児童への配慮や、インターネットを介したいじめへの対応及び重大事態への対応などの総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校における具体的な取組み

学校は、保護者、地域及び関係諸機関と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「特別な支援を必要とする児童への配慮」「インターネットを通じて行われるいじめへの対応」などについて効果的な取組みを行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体にいじめを許さない校風を醸成する。
- ・学習や生活についての全校での約束事を決め、授業や生活全般における規律正しい態度を育成する。
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等により、いじめを行わない態度を育成する。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組みを推進する。
（烏森・東山子ども会議、人権宣言など）
- ・校内研修などOJTの充実や、その他の研修などを通して教職員の資質向上を図る。（「いじめ防止教育プログラム」「東京都におけるいじめ防止等の対策」「人権教育プログラム」等の活用）
- ・家庭訪問や教育相談、学校だより等を通して、家庭との連携強化に努める。

(2) 早期発見

- ・日常において、児童の発するいじめに関するサイン・兆候等を見逃すことがないように、観察に努める。
- ・校内巡回、アンケート、個人面談、スクールカウンセラーとの教育相談の定期的な実施等によるいじめの実態把握に努めるとともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。（年1回の無記名アン

ケート等)

- ・管理職による教職員への面接等を実施し、いじめへの積極的認知が図れるように努める。
- ・保健室、スクールカウンセラー、相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による児童及び保護者に対する相談体制を整備する。
- ・保護者や地域住民等外部からも広くいじめに関する情報の収集に努め、把握した情報を全教職員で共有する。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合には、学校いじめ対策委員会による速やかな対応をする。(特定の教職員が一人で抱え込まず、組織として対応する)
- ・いじめられた児童やいじめを報告してきた児童の安全を確保し、本人の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・教育的配慮に基づき、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。
- ・学校は、把握した情報に基づいて「いじめに関する児童・生徒の記録(個票)」を作成し、学校全体及び教育委員会との情報共有を図る。
- ・いじめを解決するための保護者への働きかけを行い、学校だよりや保護者会等の機会を通して、保護者と情報を共有する。
- ・二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないために、事後も被害児童への定期的なカウンセリングなどを行い、粘り強く見守るとともに、関係諸機関や専門家等と相談・連携して対応を続ける。

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

- ・特別な支援を必要とする児童は、他の児童との間に生じたトラブルに際し、その事実をうまく表現できない場合がある。そのような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見・解決したりするための配慮が必要である。
- ・休み時間、給食・清掃活動等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、支援員等を含めた全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。
- ・生活指導部会や職員会議等の場を活用し、当該児童にかかわる情報を特別支援教室の職員を含めた全教職員で共有する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネットのもつ高度の流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、効果的に対処するよう努める。
- ・メールやLINE、SNS等の問題点について、最新の動向を把握し、全教職員で情報モラル教育を実施するとともに、児童や保護者、地域への啓発に努め、インターネットを介したいじめの未然防止を図る。
- ・メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性・危険性やトラブルについて、東京都の「ファミリールール」なども適宜取り入れ、家庭への啓発活動を行う。(保護者会、セーフティ教室、PTA家庭教育学級など)
- ・インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除などの迅速な対応を図るとともに、関係諸機関と連携して、いじめの早期発見、早期対応に努める。

(6) 年間計画(各月の指導においての留意事項)

	留意事項等
4月	・年度当初にあたり、校長、担任からいじめを許さない学校・学級づくりについて講話や説明を行う。
5月	・5年生とSCが全員面接を行い、管理職も含めて情報を共有する。 ・第1回目「i-Check」の実施。(6年:5/22)
6月	・道徳授業案については、略案を交換するなど、教員の指導力向上に一環として行う。 ・自然宿泊体験のある学年は、協働の大切さについて学ぶ。 ・第1回学校生活アンケートを実施し、担任と全員面接を行う。 ・STOP いじめ行動宣言の取組。 ・第1回目「i-Check」の実施。(3年:6/12、2年:6/13、4年:6/14、5年:6/19)
7月	・夏季休業を前に、家族や地域とのふれあいの機会が増えることに際し、交流の大切さについて啓発する。調査の結果分析をし、校内で情報共有をする。
8月	・伝統的に参加している夏行事を通して、協力する楽しさを味わわせる。
9月	・第2回学校生活アンケートを実施し、担任と全員面接を行う。アンケートの実態から課題を発見し、早期対応する。
10月	・前期の実績を振り返り、学校の伝統や特色を踏まえた教育活動について、保護者・地域に向けて説明する。 ・第2回目「i-Check」の実施。(実施日:未定)
11月	・子ども会議と関連して、適切なコミュニケーション能力を育成するとともに、自他を尊重する心情を育て、いじめを許さない校風を醸成する。 ・STOP いじめ行動宣言 2 回目の実施。
12月	・個人面談を通して児童一人一人に課題について保護者と共有し、対応についての連携を図る。
1月	・セーフティ教室等の機会に、インターネット等を介したいじめについて保護者や地域も含めた啓発を行う。
2月	・幼保小の交流を通して他者意識を育て、相手を思いやる気持ちを育成する。 ・第3回学校生活アンケートを実施し、アンケートの実態から課題を発見し、早期対応する。
3月	・気持ちよく進級・進学できるよう、自分の人間関係を振り返る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態を、いじめを受けた児童の状況に着目して、次の通りと判断する。

ア いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして目黒区教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対処

ア 調査

- ・前記4-(1)ア及びイの事案は、学校が主体となって調査を行う。それ以外の事案については、教育委員会が主体となって調査を行う。
- ・調査についての細則は、目黒区いじめ防止対策基本方針第4章1,2に定める通りとする。

イ 学校の対処の基本

- ・被害児童の安全を確実に守る。
- ・被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確実に設定する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じて、児童や保護者等への心のケアを継続的に行う。
- ・関係諸機関や専門家等との相談・連携による対応を行う。
- ・重大事態発生について、前述のとおり教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受ける。
- ・事案により重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を実施し、区長等の指示による再調査がある場合には、これに協力する。